

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 7 日(水)午前 9 時 00 分から午前 9 時 40 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(13 人)

会長	1 番	有賀 勝英
会長職務代理者	2 番	宮原 光平
委員	3 番	原 美子
	4 番	宮澤 依子
	5 番	中村 良治
	6 番	小島 敏雄
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員(1 人) 7 番 新村 幸子

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について
議案第4号 農地利用配分計画(案)について
議案第5号 地籍調査における地目認定について
報告事項

(1) 専決事項について

5 月許可決定の 5 条 1 件については、長野県農業会議から 5 月 15 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましておはようございます。5月24日のえごまの種まき、ご苦労様でございました。種をまいた後、いくらか種が残っていたものですから、えごまを作っておられる方もあるだろうし、知っている方も多いかと思いますけれど、わたしはあんな種は初めて見て、どんなもんかと思ってちょっと食べてみたんですが、ごまとはちょっと違う感じがしました。すって野菜なんかと和えたら面白い味になるんじゃないかと、そんな感じをうけました。6月度の農業委員総会を開催いたします。よろしくおねがいします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

あらためましておはようございます。今日はこの後えごまの作業ということでご苦労様です。6月に入りまして、これから梅雨時に入りますけれど、皆さんも何かとお忙しいと思いますけれど、農業委員会はえごまの栽培に取り組むということですので、皆さんの協力をお願いして、簡単ではございますけれど挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

3番の原委員さんと4番の宮澤委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります。議案第1号についてよろしくお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～3番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。辰野町大字沢底・・・番地にお住まいのAさん所有の大字沢底・・・番、地目は田、面積571㎡を、辰野町大字沢底・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は47㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、古村推進委員、小島委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは古村委員さんお願いします。

<古村推進委員>

それではこの件についてご説明いたします。5月9日に小島委員と確認に行っていました。地図で見ていただくと分かるように、(場所の説明)上が山付けになっております。土手で境界が分かれておりまして、今回、Aさんの土地を譲り受けるということになっております。境界につきましては杭が抜かれていて無かったんですけども、確認をしまして山付きと川沿いで境界を確認しましたので、問題ないかと思っております。この件につきましてよろしくご審議のほどお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですか。では農業委員、挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏をご覧ください。東京都江戸川区北葛西5丁目・・・番にお住まいのCさん所有の大字伊那富・・・番、地目は畑、面積385㎡および大字伊那富・・・番、地目は畑、面積2196㎡を、辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのDさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は135㍍で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せ

ず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮澤委員さんお願いします。

<宮澤委員>

5月18日に有賀会長と2人で確認に行つてまいりました。北側に農業ハウスがあつて、その続きに畑がありまして、境が一部はつきりしないところがありましたけれど、まず問題ないかと思つて見てまいりましたのでご報告いたします。よろしく申し上げます。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございますか。よろしいですかね。では農業委員さん挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、地図は2枚目の表をご覧ください。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積106㎡を住宅敷地とするための申請であります。申請者は、現在お住まいの住宅の老朽化に伴い住宅の新築を計画しておりますが、公道に接する場所に駐車場を確保するため、申請地を住宅敷地として拡張したい計画です。既存の宅地と合わせた全体面積は858㎡で少し過大ではありますが、不整形な土地であり、残地の有効利用も望めないことから許可はやむをえないと判断いたします。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第4条第6項第1号口の第1種農地ですが、既存敷地の2分の1以下の拡張により許可はやむをえないと判断いたします。なお、第1種農地における転用の申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮原代理さんお願いします。

<宮原職務代理>

それでは説明をいたします。5月12日に原委員と私が立ち会いました。

図面でお分かりと思いますが、(場所の説明)。先ほど説明がありましたように、お宅を建て替えということで、それについて駐車場と自分の農地を一部、宅地化することで、自分の農地でありますから工事等の図面がしっかりできれば問題ないということで見えてまいりました。ご協議のほどお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたら、よろしいですかね。では挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏をご覧ください。辰野町大字上島・・・番地にお住まいのAさん所有の、大字上島・・・番、地目は田、面積128㎡を、伊那市狐島・・・番地のB組合が借り受け、ATM(現金自動預け払い機)を新設するための申請であります。

借受人は金融業を営む事業者であります。支所の建物取り壊しに伴い、地域住民の利便性の高い(場所の説明)へ、ATMの移設をしたい計画であります。

申請地は住宅に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなくやむをえないと判断いたします。こちらは、農振農用地でしたが平成29年3月9日付けで農振除外の公告が済んでおります。この件につきましては、中村委員、小澤推進委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは中村委員をお願いします。

<中村委員>

内容につきましては、今事務局から説明のあったとおり、ATMを1台設置するものと駐車場2台分を確保するためのものです。小澤委員と4月17日に現場を確認いたしました。国土調査済みの後の分筆ということで杭もはっきりしておりましたので問題ないかと思っております。以上です。

<有賀会長>

ありがとうございました。この件についてご質問ございましたら、ATM以外は農地に

利用できるということですね？よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

<中畑事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は3枚目の表をご覧ください。辰野町大字伊那富・・・番地にお住まいのCさん所有の、大字伊那富・・・番、面積385㎡及び、大字伊那富・・・番、面積406㎡を、箕輪町大字中箕輪の株式会社Dが取得し、宅地分譲地を新設するための申請であります。譲受人は宅地建物取引業者の免許を有する不動産業者であり、申請地を取得し3区画の宅地分譲地としたい計画であります。

申請地は第2種中高層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮原さんをお願いします。

<宮原職務代理>

5月16日に原委員と確認いたしました。図でお分かりかと思えますけれど、(場所の説明)、この辺はここ1～2年で住宅が非常に建っているところです。ここは国調の杭が残って境界的には問題ないと確認しました。町道が通っておりまして、上下水道も埋設されているということなので、問題はないということで、ご協議のほどおねがいたします。

<有賀会長>

この件についてご質問ございましたら、よろしいですか？挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計7件、9筆、面積は5,676㎡です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がありましたら、よろしいですかね。挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第 3 号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<中畑事務局次長>

農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についてであります。37件、83筆の利用権設定についての上程です。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、田65筆61,328㎡、畑15筆14,382㎡について農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と5年7ヶ月、また、田3筆1,774㎡について同じく公益財団法人長野県農業開発公社と10年7ヶ月の使用貸借権を設定するものです。ご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件についてご質問ございますか。ご承認いただけるか挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第 4 号、農用地利用配分計画(案)について】

<中畑事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で設定する農地について、農地中間管理機構から受け手へ使用貸借権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手である農事組合法人たつの営農へ75,710㎡を5年6ヶ月、赤羽の石川明さんへ1,774㎡を10年6ヶ月の使用貸借権を設定するものです。農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

<有賀会長>

今の件についてご質問ございますか。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次をお願いします。

【議案第 5 号、地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について】

<中畑事務局次長>

地籍調査に伴う地目変更であります。小野地区の206筆の農地に関して申請がありました。その中で、7筆に関しては、登記地目及び現況がすでに農地以外のものになっており、2筆はに関しては転用許可がなされています。その他の地番に関しては、転用許可はされておらず、原状回復命令が発せられる見込みはありません。

なお、先月の総会にて小野地区担当の中村委員、中村推進委員に現地確認を依頼しましたが、お2人から全ての筆が地籍調査の結果と相違ないということで事務局に報告をいただいております。以上です。

<有賀会長>

それでは中村さん、現状報告をお願いします。

<中村委員>

6月3日に推進委員の中村推進委員さんと、普及センターの高橋さんと現地を確認いたしました。ほとんどの地目につきましては、公衆用道路あるいは用悪水路となっております。一部山林化されているもの、それから宅地続きで地目が変更されていないもの等ありました。また、雑種地につきましては農地続きののりというような、大きなのりになっておりまして、農地に回復できる見込みはないということで現地を確認いたしました。

<有賀会長>

今の件についてご質問ございますか。よろしいですかね。では挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは報告事項をお願いします。

報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)専決事項ということでお願いしたいと思っております。5月許可決定の5条2件については、長野県農業会議から5月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

<有賀会長>

ではその他お願いします。

その他

○次回委員会開催日:7月5日(水) 午前9時00分から 役場1階第2会議室

○7月4日(火) 上伊那農業委員会協議会総会
有賀会長、宮原職務代理、原委員、事務局出席

○えごまの栽培について(一ノ瀬事務局長)

5月24日 えごま種まき

5月27日 食の革命雑穀の里プロジェクトを中心に、白川町へ視察研修。

古村推進委員、普及センター 高橋さん、事務局参加

日本エゴマ普及協会 代表 服部圭子さんより作付けのノウハウ、えごまの栄養や効能等話をうかがってきた。(資料参照)

古村推進委員より経過および本日の作業内容連絡。

(総会終了後、沢底の圃場へ移動)

(閉会)

<宮原職務代理>

それでは総会をこれで閉じたいと思います。この後作業がありますのでお願いします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印